

産業廃棄物処理委託契約書の手引 平成 25 年 12 月版

【平成 23 年 6 月版との主な変更点】

- ①標準様式 1～3 の第 2 条（委託の内容）第 2 項の単価表示を「単価（税抜）」と変更し、標準様式 4 の＜委託業務の内容＞(4)の表の「収集・運搬単価」「処分単価」を「収集・運搬単価(税抜)」「処分単価(税抜)」と変更いたしました。
- ②各様式共通の第 3 条（適正処理に必要な情報の提供）で「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（平成 18 年 3 月）」を「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）」と変更いたしました。
- ③参考資料部分は、環境省の廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）からの資料に差し替え、双方向コミュニケーションの例を加えました。
- ④標準様式 1～3 の第 3 条カ「石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項」を「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項」と変更いたしました。
- ⑤各様式共通の第 12 条（契約の解除）第 2 項の「又は密接な関係がある場合には」を「又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には」と変更いたしました。
- ⑥各様式共通の第 12 条（契約の解除）第 3 項（2）「甲方」を「甲の事業場」と変更いたしました。
- ⑦標準様式 1～3 の第 14 条（契約期間）を（契約の有効期間）と変更し、①②を選択式とするのではなく、表示している文章を変更又は、空欄に文字を挿入する方式に変更いたしました。
- ⑧いんだすと平成 25 年 9 月号「改訂版WDSガイドラインのあり方について」環境省廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課からの一部引用を転載いたしました。
- ⑨印紙税について、国税庁「印紙税の手引」の消費税額等について一部引用を転載いたしました。